

## 病院内保育所施設整備費補助金交付要綱

### (通則)

第1 病院内保育所施設整備費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、病院内保育所の整備を図り、子どもを持つ看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業の促進に資することを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金は、平成22年3月24日付け医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」(看護職員確保対策事業等実施要綱)に基づく病院内保育所施設整備事業を交付の対象とする。

### (補助事業者)

第4 交付対象事業を実施できる者は、医療法(昭和23年法律205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

### (交付の対象除外)

第5 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第6 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に別表の第3欄に定める調整率と第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り

捨てるものとする。

(交付申請)

第7 この補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、あらかじめ第2号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
  - イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(契約手続等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る請負契約を締結した場合には、契約書及び約款の写しを速やかに、知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10 補助事業者は、第4号様式による毎年度12月末現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月10日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 補助事業者は、補助事業完了後1か月以内(第8の(2)により補助事業の中止又は廃止の

承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第5号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (交付の方法)

第12 この補助金は、補助事業完了後精算払とする。

#### (財産の処分の制限)

第13 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、第6号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (書類の保管)

第14 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

#### (消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第7号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### 附則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 調整率	4 補助率						
<p>次に掲げる基準面積に1㎡当たりの単価を構造別に乗じた額の合算額とする。</p> <p>○基準面積            収容定員×5㎡            (ただし、30人を限度とする。)</p> <p>○単価(1㎡当たり)</p> <table border="0" data-bbox="220 685 655 801"> <tr> <td>・鉄筋コンクリート</td> <td>155,800 円</td> </tr> <tr> <td>・ブロック</td> <td>136,400 円</td> </tr> <tr> <td>・木造</td> <td>155,800 円</td> </tr> </table>	・鉄筋コンクリート	155,800 円	・ブロック	136,400 円	・木造	155,800 円	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築、改修(既存の病院内保育所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.95</p>	<p>0.33</p>
・鉄筋コンクリート	155,800 円								
・ブロック	136,400 円								
・木造	155,800 円								

- (注)
- 1 過去に当該事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
  - 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
  - 3 基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準額を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。